

採水容器・採水量は、正しく採られていますか？



排水、下水等の分析においてはそれぞれの法令において計量の方法(分析方法)が定められています。

排水水：「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」

昭和49年環境庁告示第64号

下水：「下水の水質の検定方法等に関する省令」昭和37年厚生省・建設省令第1号

共通：JIS K 0102-1~4、「水質汚濁に係る環境基準について」昭和49年環境庁告示第59号

～ 採水容器、採水量の取り決めが必要な理由 ～

分析項目によって、採水する容器の指定があります。また、各項目において定められている定量範囲に応じて、求める分析値を満たす為に十分な試料量も必要となります。

採水する容器について

◎ガラス瓶での採水が必要な項目：ノルマルヘキサン抽出物質、PCB、フェノール類 など
ポリエチレン製の容器の場合、内壁面に成分が吸着されやすい為

◎ガラス瓶での採水が不可の項目：ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物 など
ガラス瓶にふっ素化合物やほう素化合物が含まれており、溶出してしまう可能性がある為

◎滅菌されている容器での採水が必要な項目：大腸菌数
滅菌瓶など滅菌されている容器以外は、細菌に汚染されている可能性がある為(ペットボトル等)

採水量について

⇒特に重量法において、定量できる値が試料量によって変わってきます。

◎浮遊物質量 (SS)

定量範囲は、2mg 以上(告示法で規定) (又は 2mg 以上(JIS K 0102))

(例) 定量下限値 2mg/L を求めるには、本分析項目のみで試料は **1L** 必要となります。

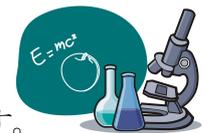
→ 定量範囲 2 (mg) ÷ 試料量 1 (L) = 定量下限値 (2mg/L)

◎ノルマルヘキサン抽出物質含有量

定量範囲は、5mg 以上(公定法である JIS で規定) (

(例) 定量下限値 2.5mg/L を求めるには、本分析項目のみで試料は **2L** 必要となります。

→ 定量範囲 5 (mg) ÷ 試料量 2 (L) = 定量下限値 (2.5mg/L)



採水容器及び試料量については、上記のように法令上満たさなければいけない要件もあり、ご面倒をお掛けする事もあります。しかし、当社では法令並びに正しい計量の方法に基づいた排水分析を行う事で、お客様に信用あるデータをお届けしております。どうか、ご理解いただければと思います。また、ご不明な点、お困りの点がありましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。詳しくは、当社 **分析担当者(フリーダイヤル0120-01-2590)** まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

■ 事業内容 ■

- ① 環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ② ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③ 水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④ 製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤ アスベスト分析
- ⑥ 絶縁油中の PCB 分析
- ⑦ 労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧ 土壌分析・建設発生土(残土)分析

